

令和6年度第3回北区子ども・子育て会議 議事要旨
(令和6年度第3回(通算47回)北区子ども・子育て会議)

[開催日時] 令和6年10月28日(月)午後6時30分～午後8時30分

[開催場所] 北とぴあ15階ペガサスホール

[次第]

- 1 開会
- 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項
 - (1) 第3期北区子ども・子育て支援事業計画(案)について
 - (2) 北区子ども・子育て支援計画2020の令和5年度実績について
 - (3) 北区子どもの未来応援プランの令和5年度実績について
 - (4) 子どもの権利保障に関する体制整備について
 - (5) 「ひとり親家庭等(育成手当受給世帯)生活応援事業」の実施について
 - (6) 王子北保育園新築計画図(ブロックプラン)について
 - (7) 令和7年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について
 - (8) とうきょうすくわくプログラム推進事業の実施について
- 3 その他
- 4 閉会

[出席者]

岩崎美智子	会長	石黒万里子	委員	田崎 郁恵	委員
辻村 真実	委員	中村 章子	委員	我妻 澄江	委員
漆原 浩子	委員	太田 京子	委員	柴田 重臣	委員
鈴木 将雄	委員	田邊 茂	委員	宮田 理英	委員
阿久津光生	委員	大島 幸子	委員	關口 泰正	委員
田窪 和美	委員	三田 理恵	委員		

[配布資料]

資料1-①	第3期北区子ども・子育て支援事業計画(案)
資料1-②	第2回子ども・子育て会議(8月27日開催)時点からの修正内容一覧
資料1-③	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について
資料1-④	養育支援訪問事業/子育て世帯訪問支援事業について
資料1-⑤	こども家庭庁事業概要資料(参考)
資料2-①	北区子ども・子育て支援計画2020(次世代育成支援行動計画)令和5年度実績報告
資料2-②	北区子ども・子育て支援計画2020(子ども・子育て支援事業計画)

	令和5年度実績報告
資料2-③	北区子どもの未来応援プラン令和5年度実績報告
資料3	子どもの権利保障に関する体制整備について
資料4	「ひとり親家庭等（育成手当受給世帯）生活応援事業」の実施について
資料5	王子北保育園新築計画図（ブロックプラン）について
資料6	令和7年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について
資料7	とうきょうすくわくプログラム推進事業の実施について

【会長】

皆様、こんばんは。

それでは定刻になりましたので、令和6年度第3回、通算第47回目の北区子ども・子育て会議を開会いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

さて、第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定も佳境に入ってまいりました。本日もご議論いただきます内容を踏まえて、最終的に事務局で調整をしていただき、それを子ども・子育て会議の答申として区長に報告できればと思いますので、どうぞ遠慮なくご発言いただき、活発な議論が交わればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ご関係の皆様におかれましては、引き続き、子どもたちや子育て家庭の支援が止まることのないよう、今後とも、皆様のお力をお借りしたいと思っております。

それでは、まず事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして事務局です。

本日の出欠確認と、お手元の配付資料の確認をします。

まず、本日の出欠確認からいたします。

本日は出席者17名、欠席者1名となりますので、子ども・子育て会議の定数の過半数を超えていますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認をいたします。全て事前送付資料です。

まず、ホチキス留めの資料で、こちら令和6年度第3回北区子ども・子育て会議次第と書かれているA4サイズの資料です。

それから、同じくホチキス留めの資料、A3の資料になっています。右上に資料2-①と書いてあります。

それから、A4のホチキス留めの資料、第6期子ども・子育て会議委員一覧を配付しています。

ここまでで、不足等ございましたらお知らせください。

それから、本日、子ども・子育て支援総合計画2024の計画冊子をお持ちいただくようお願いしていますが、お手元にない方がいらっしゃいましたら、この場で挙手いただければと思います。

では、事務局から以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、次第の2、子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、第3期北区子ども・子育て支援事業計画（案）について、事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

事務局です。それでは、第3期子ども・子育て支援事業計画（案）について、ご説明します。

これまでこの計画については、二度ほど議論をいただきご意見をいただきながら、修正を重ねてきたところです。そして、また今回、新たな動きがありました。それも含めてご説明をします。若干のお時間をいただきます。

資料1-①なのですが、その前に1-③をお願いします。資料1-③、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正についてというものです。

これまで1-①にこの計画をつくるために説明をし、ご意見をいただき、議論いただいたところですが、この最中に国のほうから、また新たに三つの事業を位置づけるというのが入ってまいりました。非常にやっている途中でなかなか難しいところであったのですが、このタイミングということも踏まえまして、これも今回この事業の中に位置づけていこうというところです。そういった意味では、今の資料41ページです。資料1-③、41ページです。失礼しました。

全体のページの9ページ、今度、資料1-①の中の全体の9ページ。この子ども・子育て支援事業計画の6ページです。

④子ども・子育て支援事業計画の体系というところで、当初は13事業でスタートして、今回、子ども・子育て支援計画、この会議の中で新たに三つの事業7、8、9を追加したと。今回、9月30日付で、先ほどの資料1-③、41ページにある三つの事業をそれぞれ追加するということになりましたが、下の②と③、産後ケア事業と乳児等通園支援事業、こちらについては、項目出しをして事業ということによって位置づけると。

そして、一番目の妊婦等包括支援相談事業、こちらについては、利用者支援事業の中で実施することが可能であるということで、これはこども家庭庁のほうでもそのように位置づけてもよいということもありましたので、こちらについては利用者支援事業のこどもセンター型において実施するというので、この場合ですと計画の(1)の利用者支援事業の中に内包するという形で、これは後ほどまた説明をしますが、そういった形で位置づけをさせていただくものです。

非常にややこしくなって申し訳ございませんが、当初の計画から今回の会議では三つを追加したと。新たに三つが出されましたが、二つを項目出しすると、もう一つについては、項目出しは中に含まれますが、事業としては入っているということで、計18事業になるという理解です。

それでは戻りまして、通しページで言うと39ページに前回ご議論をいただきましたところからの修正についてまとめたものがあります。これと併せて、1-①、通しページの3ページからご説明をします。

3ページから第3期の北区子ども・子育て支援事業計画(令和7年度から令和11年度)ということで、3ページ以降、進んでまいります。

1の6ページには、パブリックコメントを実施するというスケジュール、これは後ほどまたご報告しますが、ここを入れさせていただきました。

それから、通しページの8ページ、人口推計というところに凡例を新たに追加をしているものです。

そして、通しページの9ページ、先ほどもご覧いただきましたが、子ども・子育て支援事業計画の体系というところで、繰り返しになりますが、13事業で昨年度スタートしたものが今年度に3事業を追加して、そしてまた新たに今回、2事業と一つの事業は一つ内

包するという事で計18になったというものです。

少し進みまして、通しページで18ページまでお進みをお願いします。利用者支援事業の説明の部分、分かりにくいということが、この間もいただいておりますので、改めて赤字で※の3ということで追加をさせていただきました。

利用者支援事業は、特定型、基本型、こども家庭センター型及び今回から入ります妊婦等包括相談支援事業型の4類型あります。このうち、妊婦等包括相談支援事業(型)(伴走型支援により、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ事業)は、こども家庭センター一型において実施しますという、これは追記をさせていただいたものです。

続きまして、通しページの23ページをお願いします。

産後ケア事業、これが9月に国のほうから新たな事業として追加をされたものです。

この事業については、国の資料では後ほどご覧いただければいいと思うのですが、通しページでいう50ページ、資料1-⑤にある50ページに、産後ケア事業、補助金の出し方とか、内容について書いているものがあります。これは後ほどご覧いただければと思うのですが、かみ砕いて書いたものとしましては、この事業概要のとおり、助産院など宿泊または日帰りで利用し、心身をケアしながら休息を取ることで、産後の疲労の回復をするための事業で、授乳や育児などの相談もできますということです。

方向性、量の見込み等はお示しのとおりですが、この事業については既に区で実施している事業と類似するという意味では、先ほど41ページで現在の区の事業ということで、産後ケアに対応するのは産後デイケア、産後ショートステイ事業、保健サービス課でやっています。これが対応するというものになります。

こちらについては、そもそもという話ではないのですが、こういった既存の事業を区でやっているのが、なぜ改めてこの計画にということなのですが、全国で国が計画として位置づけなさいということで、特別区であれば比較的、どの区でもやっている事業が多いです。ただ、全国的に見るとそうでもない、そういう事業を実施していない事業もあるということで、国のほうではこういったことも計画にちゃんと位置づけて、自治体として実施をなさいというのですが、実施するべきというところでこういう計画の改定、指針というのが下りてくるということです。区としては既にやっているものを改めてですが、計画として位置づけているというものになります。

それから、お進みをいただきまして通しページ、26ページです。8番になりましたが、児童育成支援拠点事業、こちらもこの間、非常に意見をいただいているところです。

特に、量の見込みと確保方策のところでは、非常にご意見をいただいているところですが、改めて事務局内でも検討をしたところです。

まず、数字がずっと一緒というのではないのではないかというのもあったので、非常に若干なのですが、傾斜をつけているところもあります。

この数字、前回、また前々回でももうちょっと100ぐらいあるんじゃないとか、そういった数字もご提案をいただいているところでもあります。ただ、この事業のまず位置づけとして、利用が望ましい児童数というところがあるのですが、※1で追記をしているところですが、一時保護が解除され、児童相談所から区に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や虐待相談を受けた児童等というのが望ましい児童ということで、ただこの児童全

てが該当するわけではないというところを、この間、視察等も含めて、また他の自治体等の意見交換をする中で、この数値というのは一つあると。

そしてまた、これもそもそもみたいな話になってしまうのですが、数値を示さなくてもよいという、この計画を策定するに当たっては、量の見込み、確保方策を出さなくてもいいということにはなっているのですが、区としましては、やはり数値も含めて具体的に実施していく必要があるという認識の下、この数値を出している。

この数値は確定値ということはずまいということ、あくまでも計画であるというところを踏まえて、このような量の見込みと、それに対する確保方策を示させて、計画として位置づけさせていただければと考えているところです。

それから、28ページ、子育て短期支援事業（ショートステイ）のほうです。こちらは※印で、この4人というのは何という意見がありましたので、子どもショートステイ、乳幼児ショートステイ及び協力家庭ショートステイの合計数という注釈を加えたものです。

それから、34ページまでお進みをお願いします。

34ページ、15番、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）という言い方をします。この事業の概要ですが、保護者の就労要件を問わず、保育園等を利用していない未就園児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育園等を利用できる事業ということで、在宅で子育てをする世帯の子どもが、家庭とは異なる経験、それから家庭以外の人と関わる機会を得ることにより、子どもの成長発達の促進を図るとともに、保護者の育児不安の解消、育児負担の軽減を図るといいます。

今後の方向性ということで、令和6年度から開始した本格実施を見据えた試行的事業の実績を踏まえて、これは令和6年度から試行で実施をしています。制度趣旨に基づいて、ニーズに合わせた事業の拡充に努めますということ。そして、利用者が安心して利用できる保育体制づくりに努めるということ、こちらについては、先ほど数値があるなしみたいな話をさせていただきましたが、量の見込み、考え方については、これはもう試行ということでやっていて、なかなかニーズが見いだしづらい、見込みが算定しづらいということで、こちらについては逆にこの数値を出さない形とさせていただきました。事業を実施していく中で、少しずつその動向ないしは方向性が見えてくると考えているところです。

以上が、計画の説明となります。

それと、すみません。前後しましたが、資料1-④、通しページの43ページになります。

通しページの43ページ、資料の1-④、養育支援訪問事業／子育て世帯訪問支援事業について、こちらについても前回この区別がつきづらいので、何か分かりやすい説明ができる資料ということで今回お示しをさせていただきましたものです。

左側、養育支援訪問事業については、養育が特に必要な家庭ということで、対応するスタッフも、このような形で対応していく。一方で、子育て世帯訪問支援事業については、育児等に家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭ということで、ここの対象が少しかかってくると。それに応じて対応するスタッフも訪問支援員、委託という形で実施をしているというものです。

この事業の内容についても、養育支援訪問事業については、育児・養育についての相談、指導、精神的・身体的不調状態についての相談、指導、この例示が幾つか書いてあります

が、比較的重いといえますか、少し一定程度かかり、支援が必要というところでは程度とすると、子育て世帯訪問支援事業よりも重いという位置づけ。一方で、子育て世帯訪問支援事業については、家事支援、育児・養育支援、サポート的なものも含めたものということになっています。

期間についても、養育支援訪問事業については、短期集中と中期支援と二通りという、あと、もう一方の子育て世帯訪問支援事業については、原則としては3か月、1回2時間、時間も大体決まっているというものです。

これは補足の説明とします。

以上、ご説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

【会長】

ご説明、ありがとうございます。

新たに追加になった事業がありましたし、資料の1-④のように、こちらの希望を受けて資料を作成くださいますとありがとうございます。

それでは、委員の皆様からいかがでしょうか。何かご質問、ご意見等がありましたらお願いたします。

【委員】

大きな数字の通し番号17ページの上のほうの四角い囲みの中の米印の1なのですが、これは「組織として出産・子育て支援担当部長を配置し」と書いてあるのですが、会員から質問がありまして、組織だったら「子育て支援担当部」ではないのかと。部長だと単に1人ですよ。1人でも組織と行政では言うんでしょうか。これは質問です。

次が、大きい通し番号20ページなのですが、これが今後の方向性というところで、丸の三つ目、「商店街の空き店舗などを活用して街中に整備し」と書いてあるのですが、「商店街の空き店舗はそんなにないんじゃないのか」という会員からの質問で、大体見込みでどのくらいの数を想定して、こう書いてあるのか教えてください。

そして、大きい数字23ページの産後ケア事業なのですが、これは資料を見ると、利用者負担はあるんですよ。減免だったり、何かだったり、この49ページの資料のほうに、住民税非課税世帯と上記以外の世帯に利用料減免と書いてあるのですが、この23ページだけ読むと、何か無料なんだか有料なんだかが分からないので、「助成する」とか書いてもらうと、具体的で分かりやすいのではないかという意見がありました。

では、まずここだけ。

【事務局】

事務局です。

それでは、17ページ、組織として出産・子育て支援担当部長。これは役所の書き方というか、書きぶりなので担当部というのは、役所の書き方ではないです。なので、このような書き方で、これはご理解いただきたいと思います。

それから、20ページの商店街空き店舗数です。具体的な数値とは、この計画の段階ではなかなか出てはいないのですが、想定の中では空き店舗が目立っているところは実際に

あると、具体的な数字としては想定したものではないというものです。

それと、最後23ページの産後ケアの書きぶりですね。確かにそういう捉え方もできますが、書きぶりについてはいま一度、工夫をしたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。

では、20ページの商店街の空き店舗などが頭にはあるので、どこかは活用できるとは思っているが、そこが可能かどうか分からないので数は言えないという、そういうところですね。期待しています。

それでは、あと25ページの子育て世帯訪問支援事業なのですが、前にも発言したかどうか記憶にないのですが、「家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭」、2行目に「悩みもある」、そういう「保護者の方」と書いてあるのですが、私の知っている保護者の何人かは、別に不安も負担も悩みも感じていないが、ネグレクトだとか、虐待だとか、そういうことをしているので、別に不安でも負担でも何もないよという場合でも、この真ん中の辺りの「今後の方向性」のところに、保護者自体は別にそういう悩みはないが、関係機関からの情報提供や相談などによって、子どものためにやっぱり支援が必要だという家庭には、サービスが提供できるのですよね」という質問・確認が会員からあったのですが、そこはどうか教えてください。

それから、その次のページの児童育成支援拠点事業の今後の方向性についてなのですが、子ども居場所づくり支援を行う団体など多様な主体と連携しながらと書いてあるが、具体的にどういった連携をするのかという質問を会員からもらっています。

そして、量の見込みのところ、令和7年、8年、9年と数が書いてあるわけですが、これは令和9年から確保する、事業を行うということですよ。それでは、この令和7年度、令和8年度は、この子たちはどうなるんでしょう。放置なのか、何かしらの手だてはないのかという意見があって、また、この令和9年度に、国や都からの補助金が本当に見込めるのか。もしない場合は、やらないのかという質問もありました。見込めるからこういう事業をするんだとは思っているのですが、私、個人的に答えられないので教えてください。

【事務局】

まず、第1点目の子育て世帯訪問支援事業についてですが、今、委員からお話があったお見込みのとおりです。養育支援訪問事業を進めていく中で、ケースワーカーも介入をしているケースもたくさんあります。地域の状況を把握しながら、必要に応じて子育て世帯訪問支援事業を導入していくといったケースもございます。

今後もその方向性も視野に入れながら、事業のほうを進めてまいりたいと考えています。以上です。

【事務局】

26ページですね。子ども居場所づくり支援を行う団体など多様な主体と連携をしながらというところですが、この事業を区は単独でできるとは到底難しいのかなと考えたのが率直なところですので、連携という単語はいろいろの取り方もありますが、委託というこ

とも当然考えられますし、ほかに違うやり方もあるのかもしれませんが、そういった意味では区だけでなく、そういった団体とまさに連携をするというのはそういった使い方をしていきます。

それと、7年度、8年度、確保ができない、非常に厳しいご質問かなと思うのですが、この制度を立ち上げるのにすぐにできるというものではないと認識をしていますので、一定程度の時間をいただきながら、仮にすぐ取り組んでいる団体等があれば、それはもちろんその団体等が実施している事業というのを、確保方策を今の時期に盛り込むのはとてもこの時点では難しいのかなというところで、やむを得ずこのような表記にはなっていますが、9年度以降は区としても、そこまではしっかりと立ち上げてやっていこうと。

それより前に、区の事業として、区が例えば委託も含めてできれば、それはそれでももちろんこしたことはないというところだと考えています。

それと、補助金ありきでこの事業をやるとは、もちろん考えておりませんが、当然、国のほうでも、そして区のほうでも、これから児童相談所を立ち上げようというときに当たっては、こういった事業を実施していくのは、当然のことかなと認識しています。

【委員】

あと一つだけいいですか。34ページの乳幼児等通園支援事業なのですが、もう施行されているという事業で問題ないということなんでしょうが、会員から質問が出ていて、普通入園の際には1週間以上の慣らし保育があって、子どもが次第に慣れていくということが想定されているわけですが、これを読んでいると、どうも単発的に預けられるような記述であって、子どもの心の負担とか、園の方の受入体制などが大変なんじゃないか、そこら辺がとても心配なんだけど、そういうところは大丈夫かという意見が出ていますので、教えてください。

【事務局】

今、ご質問いただきました、こちら乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度ですが、実際、北区の場合は8月から事業を開始してしまして、今、モデル事業としての実績を見ているところです。

今、委員からご質問いただいた、実際にお子さんを保育園でお預かりするに当たっては、通常のお子さんであれば、慣らし保育があって、慣れてきた頃に通常の保育が開始するという流れがある中で、こういう単発の事業でどれだけお子さんに負担がかかっているのかというご指摘、あとは園の負担はどれだけかかるのかというご指摘だったと思います。

実際に、それはまさにモデル事業を実施しながら、お子様の負担も考えながら、あとは実際に園が今ある保育士の配置の中で、そのお子さんに限りなく負担をかけないような範囲で、職員にも負担がかからない範囲でどれだけできるのかというのを今、手探りでやっている最中ですので、その取組なども見ながら、今後、こういった計画のものがその時点で、先ほど事務局からもご答弁させていただきましたが、ニーズの見込みなどは、実績を見ながら考えていきたいと思っています。

参考に、今の事業の実施の状況で簡単に紹介させていただくと、今、区内の2園の私立保育園で、誰でも通園制度を実施していただいている、利用は正直そんなに伸びていなく

て、一つの園で実人数、利用していただいた親子の数でいうと、10組10人いくかいかないかとか、1か月の間、10人いくかいかないかとかと、そんな利用の実績でして、この利用も今の制度が委員からもあったお子様の負担とかを考えると、親御さんも使いやすいとは、なかなか言えないのかなと、そういったことも受け止めもあつての利用実績ということもあるのかなとは、現時点で分析しているところです。

以上です。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

今の34ページのところに関してなのですが、私、1歳4か月の娘がいまして、試行的事業を8月から開始されているかと思うのですが、それを利用させていただきたく7月に登録をしました。ただ、8月の末に9月からは0歳児の枠というのは通園児童で埋まってしまったので、もう使っていただくことができませんという連絡を受けたのです。

せっかく、何かのときのための自分の安心材料として登録をしに行ったのにもかかわらず、やっぱり利用することはできませんと園から言われてしまいました。

もちろん試行的事業の段階ですので、仕方ないのかなとかとも思ったりもするのですが、ただ、本実施以降もこれが起きてしまうと、いざというときの安心材料がなくなってしまうといったところとともに、わざわざ利用登録には行ったのです。

ただ、それによる利用ができなかったといったところと、保育園の空き枠を利用して行われている事業ですので仕方がない部分はあると思うのですが、ただ、登録した1か月後にもう利用できませんという連絡があるといったところは、書かれている利用者が安心して利用できる保育体制づくりといったところとは離れているかなと思います。

ということで、保育園はどのように選ばれているのかといったところと、本実施以降にもこのようなことが起こらないようにするために、何か対策を考えられるのかどうかといったところをお聞かせいただければと思います。

【事務局】

ご意見、ありがとうございます。実際に登録をしていただいて、ご利用いただくというその段になって、定員が埋まっているとお答えを園からさせていただいたことは大変心苦しく思っています。

先ほどご答弁させていただいたとおり、園の負担というのも、また一定程度ある中で、お子様を安全にお預かりするに当たって、実際に受入体制が整っていなければ園としても万全な体制でない以上、実際の受入れが難しいという相談を受けたことは、私も覚えていますし、その結果、委員には登録をしていただいたのに、サービスを提供できなかったこ

とは本当に申し訳なかったと思っています。

そんな中で、来年度からはモデル事業が本格実施をしていくわけですので、実施する園の数を今、2園でと私、申し上げて、その限られた中でそういった体制が組めなければ、特定の園において利用できないような状況に今なってしまっているのもう少し広くお声がけして、その趣旨に賛同いただける保育園、そしてまた体制が整っている保育園には、実施を呼びかけて間口を広く取って、例えば一つの園で受入れが難しいですとお話になれば、もう少し近隣の別のところでも対応ができるような体制は取っていきたいと思っています。以上です。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

前々回のときに気がつけばよかったのですが、8ページの人口推計のこのグラフなのですが、0歳児が1歳で1枠ありますね。次に1、2歳がありますね、それからあとは、3歳というか、三つの年齢の枠で、区切られていますね。その0と1、2、要は0、2のグループじゃなくて、どうして0と1、2と分けたのか。そこを気がつけばよかったのですが、よろしくお願いします。

【事務局】

この0と1、2、ほか、大体3歳枠となっていますが、ここは特に保育園の利用に関する需要で0と1歳、2歳は大きく違ってくるというところがありまして、このような分け方をしている。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。ご質問とご意見等ありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】

全体を通しての意見ということで、お聞きいただければと思います。

子ども・子育て支援事業に関して体系立ててずっと説明を受けていて、いつも思うのが、先ほどの「こども誰でも通園制度」しかり、「病児病後児保育事業」しかり、多くの事業において、どうしても全体的に見てすごく利用者が使いづらい、困りごとに到達できない

つくりになっているような気がして、すごく歯がゆいです。本当に困っているのは、子どもであり、親であるというところだと思うのですが、なかんずく声が上げられない子ども、先ほどの委員のほうからもあったような虐待をされているお子さんであったり、虐待を自覚されていない親御さんの下で育てられているお子さんがいるであろうという中で思います。そうした方々も対象として、北区の子育てサポートを、国や都と連携しながら行っていると思います。しかし実際には使いたいと思っているときに、親御さんが使えない、お子さんが困っているというところにわたしたちの北区が手を差し伸べられているか。自分自身の課題としてもしっかり考えたいと思います。利用者側として、区民としてどう声を上げていったらいいのかなと考え、すごく安閑たる思いというか、何とも言えない気持ちになるというのが正直なところ。もう少し区民の人たち、なかんずく子育て世代の親御さんからの意見を、もう少し聞くための、抽出するための方法とか、何かないのかなと思うのですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。希望としては、区民の声なき声を聴くためのアウトリーチを積極的に行っていただきたいな、と思います。すごく漠然とした質問で申し訳ありません。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。非常に計画があっても機能しなければ意味がないということだと思って、非常に厳しく受け止めているところです。

それは、でも行政にとっても一定の要は税金を使ってやっている中で、実効性がないものはかえって税金の使い方に誤りがあるぐらいに認識をしているところです。

意見を聞くという意味では、この間、様々な手を取って、手段を取ってまいりました。ニーズ調査も含めて、幅広く聞いているつもりになっているのかもしれませんが、全数調査を例えばやったとしても、どれだけ戻ってくるかとか、そういったところも相当それをかけるコストの意識をする必要はないのかもしれませんが、とはいえ、なかなか返ってこないところに、そこにまさにニーズがあるのかもしれないというところは認識をしています。

一方で、例えば病後児保育のお話も出ましたが、こちらについては、今、保育課のほうで大変力を入れて利用を促すという意味ではないですが、使っていただけるように、より使いやすい制度にということでも相当力を入れてやっていると聞いています。

それ以外にも、おのおの事業を一つ一つ必要性も感じていまして、こういった形で利用できるかというPRも含めたところについては、事業実施の中で改めて手法については、見直しを絶えずしながら検討して実施をしてまいりたいと考えているところです。

【会長】

どうぞ。

【委員】

今のご意見を聞きながら、そういえば会員から意見がもう一つあったと思い出しました。35ページの放課後児童健全育成事業なのですが、今後の方向性の三つ目、一般登録、わくわく広場のことについて、子育て中の方から声が寄せられていて。4年生以上は放課後

子ども総合プランの一般登録を利用しているわけですが、定員がないのですよね。定員がないとって、みんなが入っていけるかという、例えば教室のスペースは、1校に1教室分ぐらいしかなくて、みんながそこで自由に遊ぶというのは難しいのですよね。だから学童は学童できちんとしていただいているんだけど、それ以外の子どもたちについて心配が多いという声を聞きます。

令和4年度のニーズ調査では、小学生の保護者は長期休業中の子どもについて非常に心配であると、本当は高学年になっても利用したいという人が57.2%あったということがありました。やっぱり毎日親は仕事に行って、子どもは何をしているのというのはすごく心配で、そういう長期休業中の居場所事業を、全区的にやってくれたら本当はいいなという声もしっかりあります。

私は地域で、そういう長期休業中の居場所事業をやっているのですが、平日のほぼ毎日支援が必要な家庭の子どもを、小学生から高校生まですべて20数名ぐらい登録してもらって一緒に過ごしていて、会員でシフトを組んで食事を作ったり、財団法人に助成金を申請して、それを大学生に大した金額じゃないけれど、多少の謝金を渡して宿題を見てもらおうとかしているのですが、自分のところだけやっても、その地域の子どものことしかできないので、何かしら予算措置をして、区内全体にこういうような場を広げてほしいと思います。

長期休業中だからと、早く帰ってこられるわけじゃないし、昼ご飯だけじゃなくて夕飯もなかなか難しいという家庭もいっぱいいるので、そこら辺、乳幼児のご家庭は、さっきの産後ケアとか親御さん対象の支援は、随分手厚くなっているなという気はするのですが、学童期の子どもの育つ環境について、もう少し考えていただけるといいんじゃないかなと思います。

そして、この頃聞いたのは、夕方の時間帯に有料の夕方利用制度というのが導入されて、これはこれで制度があるというのはいいのですが、そうすることでこれに登録していない子たちは4時50分になると、そろそろ帰りの支度をして5時になったら早く帰りなさいという、非常にせき立てられる状況にあって、どうも1時間ちょっとぐらいしかそこで遊べない、何かつまらないというか、せき立てられて、あまり気分がよくないという話で、子どもの放課後の過ごし方がどうにかならないかなということでした。

予算どうこうといっても、しょうがないことだと思うのですが、学童期の子どものごとももう少し考えていただけたらなと思っています。

【事務局】

今、いろいろご意見をいただきまして、今ご紹介いただきました夕方の利用というのを今年度から始めているところです。ですので、お預かりの時間としましては、学童登録でない子であっても、学童登録並みの時間をお預かりするということができるようになっていますが、今、お話がありましたように、質の問題というのは確かにあるかなと私自身も思っているところでもあります。

ですので、そういった点も今後は検討していきたいなといったところでもあります。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

先ほど、委員からいただいたご指摘も大変大事な点だと思います。今日もたまたま他の自治体に住む30代ぐらいで6か月のお子さんを育てている人の声を聞いたのですが、育児でつらい思いをしてどうしていいか分からなくなって、警察に駆け込んだという話を聞いて非常にびっくりしたところです。北区も大変よくやってくださってメニューも本当にたくさんあると思うのですね。

それを利用者の方とか親御さんとか子どもさんとか、そういう人たちにいかに届けるかということと、どういうふうにアクセスしてもらおうかということが非常に大事ですよ。

ですから、その辺をぜひともやっていただきたい。やはり区民の皆様、特に子育て中の方々の声をいかにして拾うかということ、今後も私どもでも考えられるといいなと思いました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございます。

事務局のほうから、次のご説明をお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。ただいまいただきました意見等も踏まえまして、今回、この本計画の策定というのが区長からこの会議に対しての諮問という形になっていますので、これをまとめてこの会議から区長宛てに答申をするという形になります。

この答申を踏まえて、計画案として12月半ばからパブリックコメントを実施します。実施をして、区民からの意見をいただいた上で反映させるべきものは反映させて、最終的な策定へつなげていくというところです。

今日出たご意見も含めて、文言の修正等については、正副会長のほうにご確認をいただきまして、今月には子ども・子育て会議から区長へ答申という形を取らせていただければと存じます。

スケジュールとしましては、12月半ばから年明け1月半ばまで、おおむね1か月程度のパブリックコメントの期間を設け、その後、年は明けますが、2月ないしは3月にまたこの会議ではパブコメの実施結果の報告もします。

3月には、計画の策定に至るというスケジュール感を持っています。

流れについては以上です。

【会長】

計画策定について、今後のスケジュールについてお話しいただきました。ありがとうございます。

ただいまのご説明について、ご質問等はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、次は次第の3ということでよろしいでしょうか。その他でしょうか。

失礼しました。資料の(1)のほうのご説明は終わったので、これから(2)ですね。よろしくをお願いいたします。

【事務局】

それでは、2番目、北区子ども・子育て支援計画2020の令和5年度の実績ということで、ご報告をします。

資料については、2-①、A3の大きいもの、カラー刷りになっているかと思いますが、資料2-①、続いて資料2-②、続いて資料2-③についてのご説明をします。いずれも事業計画の報告ということです。一つずつやっていくと大変時間がかかってしまいますので、それぞれかいつまんでのご報告とさせていただき、各委員のほうで気づいたところについては、その都度質問をいただいて、お答えをさせていただければと思っています。

それでは、最初に資料2-①、次世代育成支援行動計画の令和5年度の実績です。2-①です。通しページの1ページからありまして、実績は中ほどに書いてありますが、かいつまんで説明をしますと、3ページまでをお進めいただいてよろしいでしょうか。3ページが一番上、親育ちサポート事業です。

こちらについては、目標値と言われるものが右から色の網かけの隣、NPプログラム年24回、参加者300人、これを目標にということですが、これはなかなかスタートしたときは非常にNPプログラムも人気があったとか、関心も高くブームとまでは言いませんが、そういったところもありましたが、時を経るに従って非常に啓発には力を入れているのですが、なかなか実績が伸びないという状況はございます。実施方法を含めて改めて検討してまいりたいと思っています。

それから、通しページの4ページ中ほどになります。左側の数字2-1とあって米印4とあって、ファミリー・サポート・センター事業、ファミサポです。こちらについても、なかなかこれは数値として、サポート会員の確保というのが非常に厳しいということで、これもファミサポには力を入れているところではあるのですが、なかなか確保は難しい状況であります。引き続き、努力には努めてまいりたいというところです。

その少し下です。2-2の2、ファミサポの二つ下です。子どもの居場所づくり、子ども食堂支援事業というところでは、こちらは子ども食堂を運営する団体さんは非常に熱心に取り組んでいただいています。そしてまた、少しずつですが、取り組む団体数も増えてまいりまして、令和5年度は22団体に助成を行っているというところですが、居場所づくり、そして学習支援も含めて様々な取組をしていただいています。

それから、非常に事業が多いのですが、14ページまでお進みをいただければと思います。14ページ、4-4、2、3とありますが、4-4の2、生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援ということで、こちらについては、4年度から令和5年度、この緑の欄ですね。5年度の実績ですが、1会場増やし、こちらは非常にニーズが最近高まっているというところで、事業の充実を果たしてきているというところです。

そして、最後15ページですが、これは5-2の1、5-2の2、仕事と子育ての両立のためということで、ワーク・ライフ・バランス推進事業、それからアドバイザー派遣、こちらについては、事業を廃止した。ワーク・ライフ・バランスの推進企業認定はSDGs認証制度にあるということ、そしてまた、アドバイザー派遣についても、事業の重複があったので整理をしたため、廃止という形です。

まず、これが次世代育成支援行動計画です。

次に、資料2-②、通しページの17ページになります。資料2-②、これは先ほど議論いただいた子ども・子育て支援事業計画です。

先ほどの計画の中に若干似たような表があったと思いますが、こちらの実績という形ですが、18ページから5年目のところに赤く四角い囲いをしています。実績という形で載っています。赤羽、王子、そして20ページ、滝野川とあって、令和6年度については8名の待機というのが出たと、これは以前も報告をしているところです。

それから、23ページは先ほど申し上げましたとおり、⑦番、ファミリー・サポートということでは、やはりサポート会員の確保に努めてまいりたいというところです。

そして、資料2-③、通しページの25ページ。これが子どもの未来応援プランというものでして、その実績ということ。こちらは大変事業を非常に多くなっておりますが、通しページで言うと25ページですね。

この2-③の最初のページでは、例えば待機児童解消のために69名の増を行ったという、これは保育所との定員変更を含めてのご報告ですけれども、その下、区立認定こども園を開設するところでは、5年度の実績というところでは、7年の4月にうめき幼稚園の場所で、(仮称)うめのきなかよしこども園を開設するというところ、これが決定をしているというところです。

それから通しページ、26ページ。ちょうど真ん中ら辺になります。

本当の真ん中ら辺で、学力フォローアップ講座という事業名、黒丸がついているところの1枚目、学力フォローアップ講座。こちらについても参加者数、非常に着実に利用実績が増えているというところです。

また飛びまして、29ページが一番下、これは生活福祉課で実施していますが、生活困窮世帯の子どもを対象にした学習支援ということで、これは先ほどみらいきたというのが中学生ですが、それは小学生の学習支援ということで、生活福祉課のほうで実施しているもので、こちら事業実績が着実に、利用実績が増えているという状況にあります。

30ページは先ほどのとおりです。

32ページまでお進みいただければと思います。

32ページ、真ん中より下段のほうになります。妊娠・出産期から切れ目のない支援というところでの取組で、保健サービス課、子ども家庭支援センター等を中心にやっている事業。こちらについては、年度によって多少の数値の上下があるのですが、基本的には例えば、はぴママ面接については増加をしているというところもあります。一部減ったり、誤差と言うと変ですが、多少減ったりもあるのですけれども、全体としては、切れ目のない支援というところは少しずつ浸透しているのかなというふうに感じているところです。

34ページの中ほど黒丸ですね。スクールソーシャルワーカーの活用、充実。こちらについても、相談件数、活動件数、共に増加をしているというところで、スクールソーシャルワーカーの活用が浸透しているのかなというふうに認識をしています。

それから35ページの上ですね。これは児童扶養手当等申請窓口への相談コーナーの設置、いわゆるそらまめ相談につなげるという意味でも、このそらまめ相談も着実に利用実績は増えているというところです。過日の日本経済新聞にも掲載されておりましたが、ひとり親の支援というところについては、北区のほうでも力を入れています。

37ページには、真ん中より上の黒丸のところに、ひとり親の就労支援、これも併せて生活福祉課のほうでやっています。こちらについても、少しずつですが、利用者が増えていくというところで、事業としての浸透が見られるというところです。

最後、41ページまでお進みください。

41ページは子どもの貧困対策に関する指標ということで、この未来応援プランをどのような状況になっているかというのを17の指標で選んだものということです。

左側に番号が振ってありますけど、例えば7番目、これは教育指導課のほうで全国学力・学習状況調査の中で、「自分には良いところがある」という質問に、肯定的に答えた子どもの割合。これは年々増えているというところで、いわゆる自己肯定感に近いのかなと思うのですが、そういったところで非常によい兆候なのかなと思っているところ。

それから、真ん中より下の大半を占めています9番「北区基礎・基本の定着度調査」の達成率というところで、これは数字の説明になりますが、小2、小4、小6、中2とあって、実績値のところはパーセンテージで100%を超えているというところで。これはどういうふうに見るかというところですが、こちらについては、これは正答率とかそういう意味ではなくて、このテストについて求められる基準点というのがあるのですが、それを100とすると、それを超えていると100%を超えるという形になりますので、100%を超えているということは、おおむねですけれども、平均点を超えているという、理解になります。

そういう意味では、8番については平均正答率です。これは100点満点で、例えば70点、71点とそういう理解という形になるというところです。

そして、最後42ページです。11番、小中学校の不登校者数ということで、これも令和2年度から見ていくと、若干の上下はあるのではあります少し超えている、増加している感がありますが、劇的というわけではもちろんないのですが、若干増えているのかなというところもあります。

以上が、子ども・子育て支援計画2020の令和5年度実績になります。大変省略しましたけれども、おのおの項目についてのご質問にお答えをしながら、説明もしたいと思います。よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございました。それではただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】

まず11ページの3-4の10、真ん中辺りです。いじめ相談ミニレター。これはどのぐらい、何通ぐらい年間届いているのか教えてください。何も書いてないので、想像がつかないです。

そして、27ページの、これも真ん中辺りで、所管別番号が28、北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業。これはNo. 79に集約されているということで、79は32ページにありますね。32ページの真ん中辺りの79、区立中学校6校、私立中学校1校、都立高校2校というふうに、令和4年度よりも令和5年度の実績が上がって

るということは分かりました。そして、職業選択の一つの機会として、様々な職業分野で活躍している方を講師派遣するということで、例えば最近はどのような分野での講師が派遣されているのか教えてください。

【事務局】

いじめミニレターというものを紙で子どもたちに配りまして、そこにいじめられていたら訴えを書けるというものです。こちらのほうは、それほど多くはないのですが、小学校低学年を主としまして書いてくるケースがございます。1か月に1通というような形での訴えが届くという頻度かなというところで捉えています。

受け取ったら気になりますので、やはりこちらのほうから、ほかには言わないでほしいとかいろいろと書いてくるのですが、こちらのほうでそういった場合は内々に学校と連絡を取って、対応するような形を必ず取っています。

以上です。

【事務局】

職業教育キャラバンの講師の職業ですが、インテリアコーディネーター、フェアトレード、照明の設計、王子消防署の女性消防官です。あと、パイロット、鷹匠のほか、今年度からは理系女子として水産庁の公務員の方にもお願いしています。あと、女性アスリートにも講師をお願いしているところです。

以上です。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

よろしく申し上げます。最後の42ページの中で、小学校中学校の不登校者数です。かつては、学校は不登校というのは、あまり公にしなかったのですが、先日、王子地区の青少年問題協議会のときも、それぞれ学校の先生から我が校には不登校がこのくらいあるというお話が出ました。これを見ますと、2年、3年、4年と、若干右肩上がりで上がってきたのですが、5年については小学校のほうは特に少なく、中学校はほぼ横並びというふうになっています。

教えていただきたいのは基準値というのがどういう値か、どういうものでカウントするのかどうか。

もう一点は、各中学校に行きますと特別クラスというような感じのクラスが一つある、学校があります。そういうところの子どもさんは、この対象にはならないのかどうか、そこら辺も教えてください。

【事務局】

まず不登校の定義、いわゆるどういったものが不登校に当たるかということなのですが、ざっくりと申しますと年間30日以上、学校を欠席した場合です。

ただし、ここに条件がありまして、心身の不調とかそういった、どちらかというところメンタル面での不調を来まして、30日以上欠席した児童生徒が数で上がっていくこととなります。したがって、この令和5年度の実績値はそういったものにカウントされる子どもたちという数字となります。

よく勘違いされることといたしましては、これにも病気で休んでいる子とかいろいろいますので、見えない数値としてはさらにいるだろうというところだけは踏まえておいていただければと思います。あくまでも、不登校という形でのカウントされた子どもたちの人数です。

【委員】

特別クラス、中学校に行くとなると数名のクラスが一つ、ありますが、そういうところの子どもさんは対象になっているのかどうかという。

【事務局】

特支（特別支援）のことですか。

【委員】

例えば、最近都の北に3クラス、中学生がある。そこにもう一つ、4クラスというのがある、そこに非常に少なく子どもさんがいらっしゃるのですね。そういうところの、これは差別で聞いたらいけないのかもしれないが、例えばそういうところのお子さんもこういう対象のカウントに含むのかどうかというのを。

【事務局】

特別支援学級という学級にいるお子さんも当然カウントされます。対象となっています。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

4 ページのファミリー・サポート・センター事業についてお伺いしたいのですが、特に親の付き添いが必要なお子さんにとって、この制度は非常に助かっており、年間サポート活動数が増加している点もありがたく思っております。

一方で、ご報告にもありました通り、サポートを必要とする方が増える中、ボランティアでサポートいただく方がなかなか増えず、サポート会員の年齢層が高くなるにつれて、体力的な理由で辞退される方も増えていると伺っています。今後この制度を維持し、サポート会員を増やしていくためには、どのような点が課題となっているのでしょうか。

例えば、サポート会員になるための講習が負担となっている場合や、謝金の引き上げが会員増加につながる可能性があるかなど、具体的な要因についてお考えをお聞かせいただければと思います。また、ボランティア的な立場に限らず、特定の訓練を受けた方や企業にご協力を依頼するなど、幅広くサポートを受けられる方法があるのかについてもご意見を伺いたいです。どうぞよろしくお願いたします。

【事務局】

ご質問、ありがとうございます。今、本当に委員からご指摘があったとおり、昨年度から約100人のサポート会員数が減少しているということで、先ほど事務局からも説明があったのですが、補足しますと、ただ単純に減少ということ、この数字だけだと相当減ったというご認識を持たれてしまうのですが。実は昨年度なのですが、名前だけのサポート会員さんというのが結構いらっしゃったというところで、そこについてはしっかりと見直しを行った結果も、このような数字に表れているということで、大幅な減少につながっているということも説明の補足としています。ですが、件数に比べて、やはりなかなかサポート会員の拡充にはつながらないというところで、今年度からこれまで説明会を北とびあ1拠点で行っていたのですが、今年度から3地区、王子・滝野川・赤羽、それぞれに出張で説明をしながら、サポート会員の人数を増やす努力をしています。

それから、あと新たに聖徳大学に出張して、子育て支援に興味関心のある学生さんを何とか巻き込んでいけないかということも、試行的に今年度取り組み始めようとしています。

ですが、大きな根幹に、謝礼がやはり随分低額だということろは、いろんなところでご指摘をいただいているところではございます。ただ、この金額が近隣の自治体も同額で今、ファミリー・サポート制度を実施しているという流れもございます。他自治体の取組等も参考にしながら、継続して謝礼の増額については引き続き検討を進めているといった状況にございます。以上です。

【委員】

ありがとうございます。PTAでも、サポートを必要とする方は多い一方で、保護者もしくはそれ以外のボランティアが減少しているという、ほぼ同様の課題に直面しております。例えば、今度のドッジボール大会では東洋大学の学生さんをお願いしてお手伝いをいただく予定ですが、このように外部からの支援に頼る状況もございます。ファミリー・サポート・センター事業も非常に人気があり、利用されている保護者の方々からは大変ありがたい制度だと伺っています。ぜひ今後も継続いただけるようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにかがでしようか。

【委員】

思い出したのですが、14ページの真ん中ら辺に、特に配慮の必要がある子どもと家庭の支援の(5)多文化共生に向けた支援の一つ目、日本語適応指導教室のところなのですが、これは令和4年度よりも5年度が日本語学級の設置校数も増えているし、あと日本語適応指導員の派遣の対象の児童も随分増えていって、児童数が増えているに従って学校数も増えているとは思いますが、全部の学校にあるわけではないので。これについて、この日本語適応指導員をされている方から話を聞いたところ、派遣されるのが3か月で終わってしまって、その後そういう日本語学級が設置されている学校に、保護者が送迎して連れて行かなくちゃいけないんだけど、それを保護者がやらない、あるいはやる余裕がない、やる気持ちがない。どれかは分からないけどやらないので、子どもの日本語能力がまだまだ授業を聞いていられるレベルに達してないのに、もう自分は教えることができないというのがすごく口惜しいというか、子どもが心配だという話をされていて。3か月でってなかなか大変じゃないかなと思ったりもするわけで、これからもこういった外国人は増えているわけだから、設置校数も増えるようにしていくという方針ですよということを確認したいのと。あとは、派遣の方、3か月だと少ないので、学級がないところはもう少し伸ばせないものかなという質問です。

【事務局】

まず、委員からご質問がございました、日本語学級適応指導教室、日本語学級というふうに呼ぶのですが、こちらのほうを増やしていくかということについては、現状は増やしている状況であり、委員からもあったとおり、それについて子どもが増え続けていると。ここはやっぱり課題ですので、今後この点については、担当の教員からもやはり声が上がっていたり、校長先生方からも要望が来ていたりということもございますので、当然そこは。具体的に何校増やすとか、そういった計画は今のところないのですが、そこは話し合いをこれからも続けていき、やっぱり子どもの困らないようにしていくところは担保していきたいと思っています。

あと、期間ですね。期間についても、よく言われています。ご指摘のとおり、担当の方からもご意見いただいていますので、こちらのほうも定期的に月1ぐらいで、日本語の教員と教育委員会のほうで担当者会というものをやっています。その中でもよくお話を、ご意見を伺いながら、今後も検討させていただければと思ってございます。

よろしく申し上げます。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにかがでしようか。

【委員】

よろしくお願いたします。最後の子どもの貧困対策に関する指標の実績の41ページ

についてです。ご紹介いただきました7番のところ、「自分には良いところがある」の質問に肯定的に答える子どもの割合について、小学校6年生についてはご紹介のとおり、だんだん上がってきていると言えると思うのですが、中学3年生を見ますと、令和4年度が64.9%で、掲載されているのは3年分ですが、明らかに下がっているというふうに読めると思うのですね。これは何か理由があるのかしらと思ひまして、令和4年度の中学3年、つまり、今の高校2年生の世代ですね。何か行動的に自己肯定感が下がるような、何か背景があるのかなと思ひまして、特定することはできないと思うのですが、何かありましたら教えていただきたいなと思ひています。

【事務局】

がくと64.1%と下がっている。これは肯定的評価というか、自分にはよいところがあると「思う」という子と、「やや思う」というような子を合わせた割合となっています。それが64.9%で、10%ぐらい低くなっているのですね。これは明らかに、ある意味想像になってくる部分もあるのですが、事務局側としましてはコロナが影響していると考えています。その次の、令和5年度は少し上がってきている形になって、戻ってきていると思うのですが、令和4年度についてはやはりコロナ禍がかなり影響しているのではないかと思ひてございます。

【委員】

背景を特定することはできないと思うのですが、おっしゃったように、この令和4年の中3の世代というのは、中学校に入った1年生のときにコロナで調査授業も実施できなかったような混乱を経験して、中3で初めてこの調査に答えているという状態ですよ。その経験がここで出ているという、そういう理解かなと思ひました。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、(2)、(3)が終わったということで、続きまして(4)ですかね。子どもの権利保障に関する体制整備について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、通しページの51ページ、資料3をお願いします。

51ページの資料3、子どもの権利保障に関する体制整備についてということで、これは前回の会議の中では、これ自体を書面でお示しをするのは様々な事情で難しかったものですから、口頭で概要のみをご説明させていただきましたけど、今日は改めて書面でお示しをさせていただくものです。

4月1日に、皆様ご案内のとおり、北区子どもの権利と幸せに関する条例が施行されました。この条例に基づきまして、条文等にも様々な位置づけをしています、子どもの権利の保障の体制整備の状況について、ご説明をさせていただくものです。

大きく2点ありまして、一つが北区子どもの権利擁護員。この権利擁護委員ですが、子

どもの権利の侵害からの適切かつ、速やかな救済を図るために、権利擁護委員というものを設けるものですが、7月1日に弁護士2名をこの擁護委員に委嘱をしました。9月10日には権利相談窓口を開設し、子どもからの相談などに対応し、必要に応じて助言や支援等を行うという体制を整備したというのですが、本日現在ですが4件の相談がありました。相談は電話の相談とホームページからが、フォームという一定の様式に入力していく相談の仕方とあるのですが、合わせて4件で、1件がこの権利擁護委員へ相談を直接したいということで、1件は権利擁護委員と実際に面談というか、相談をしました。あとの3件は主張、こういうことを知っておいてほしいというのみの申出のものが3件ありました。権利擁護委員へ直接相談があったものについては、ここは中身があまり、まだこの時点では出せないで、子どもの学力と環境に関するご相談があったという程度にお話をします。そして、意見があった、知っておいてほしいということの3件については、学校の単純に暑いという環境の問題、それが一つ。それから、自分はその行事が苦手だから、そういう人がいるんだよということを知っておいてほしいという。それから、もう一つは自分の生き方なんかを分析して、なかなか生きづらいのかなということの心情の吐露みたいなところの相談があったということです。こちらが権利擁護委員のほうです。

もう一点が、子どもの権利委員会ということで、こちらは区が行います子どもの権利に関する様々な取組、施策等を検証するために設置したもので、区長の附属機関という形で設置をしています。学識経験者、公募委員、学校長、それから子どもに関する団体の代表者を移植すると。ここまでは一般的な附属機関の在り方かと思っています。その中には、本日は鈴木委員にもご出席いただいておりますが、青少年地区委員会の代表ということでは鈴木委員にもご参加をいただいております。ありがとうございました。

それだけでないというのは、この下段のほうにありますけれども、まさに子どもの権利の主体、そのための条例だということで、子どもの委員を実際に入れようということで、区立中学校の中学生11名を子ども委員として委嘱をしたというものです。この附属機関へのこういった子どもの登用というのは23区では初めてということで、10月10日に第1回を開催しまして、非常に子ども委員が活発に意見を述べていたということです。

こちらの子どもの権利委員会については、今後、区の実践についての検証も含めて、取組を検証していただければと、この権利委員会としてもやっていただくということを考えています。

説明は以上です。

【会長】

ご説明、ありがとうございました。

この件についてご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】

前回の会議でしたよね。私たち委員が大人向けのリーフレットをいただいたのですが、あれをうちの会員みんなが手にすることができるようになっていいたら、あれは特別に作ったもので、一般には出回らないというふうに聞いています。

ネットにアクセスする習慣のない区民もいますし、子どもに関わる大人は結構たくさん

いるので、そういう方のためにはやっぱり紙のパンフレットもあったほうがいいという、うちの団体の会員はみんなそういうふうに言っています。

ネットが便利という方はネットを見ればいいし、若い保護者の方はネットのほうが便利だという方もいるでしょうけど、例えば少年スポーツ団とか、習い事とか、子ども食堂とか、学習支援教室とか、いろんな年代の方が区にはいるわけで、そういう方にじゃあネットを見てくださいと言って、どこのページを見るのという話になるし、はっきり言って北区のホームページはとても見にくいですし、分かりにくいし、探すのが大変かなと思うので、そういうところに予算を多少つけて、欲しい方には手に入るようにしていただきたいと思います。

それから、こういった権利の普及ってとても時間がかかるので、予算をつけて来年度以降も啓発の事業をしていただきたいです。財政課も大変かと思うのですが、区民の要望が強いということで、しっかり予算要望をしてもらってほしいという意見が会員から出ていますので、よろしくお伝えください。

【事務局】

まさにPRというか、知ってもらおうということが大切、これはもう間違いないこと、揺るぎのない事実だと思います。紙ベースのほうが見やすいという方ももちろんいらっしゃいますし、ただ、今まさに委員がおっしゃったように、最後の判断は財政課になっていきますので、私どもとしては要求を粛々としていきたいと思っています。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に行きます。

(5)「ひとり親家庭等生活応援事業」の実施についてお願いいたします。

【事務局】

53ページ、資料の4、53ページをお願いします。「ひとり親家庭等生活応援事業」の実施についてということです。

こちらの事業ですが、区民であった方がお亡くなりになったのですが、生前には作成しました遺言公正証書の中で、北区のほうでひとり親のための支援をしてほしいという内容の寄附がありました。ここに書いてあるとおり、3,890万余になります。非常に大きな額のご寄附をいただきました。

この寄附の金額を考えまして、ひとり親の支援ということで、こういった形があるか、課内、部内でも議論をしたところです。

例えば、何かプレゼントを配るというのは、これは好き嫌い等々もありますし、手に届く、届かないというところでの非常に煩雑になってしまうような、手間が増えてしまうことも考えられるとか。例えば施設、それは娯楽施設、遊戯施設、そういう意味での、例えば遊園地なり、そういったところに連れて行く、観光地に連れて行くということもあったのですが、それも好き嫌いもある。様々内部で検討しました。

この金額で、何年かかけて事業を実施するというのも考えたのですが、なかなかひと

り親に絞るといふところでの事業の実施が非常に難しいといふことがありまして、いろいろ考えた結果ではあります、対象児童1人当たり1万5,000円を12月に支給するといふことを、この事業として実施するものです。12月といふのは、なかなかひとり親世帯には非常に家庭的に厳しいといふ声を耳にしたといふところから、この12月の支給を目指して、今順次事務を進めているといふところではあります。

おおむねの対象者数、対象の児童の数としては2,550人程度、世帯としては1,850世帯程度、これは児童育成手当を受給している世帯から割り出したものです。こちらに12月には振り込むと。どうしても書類等不備がありまして、踏み込めない場合には年度内には振り込むといふところを、この事業として考えているものです。

ご説明は以上です。

【会長】

ご説明、ありがとうございました。ご質問等はありますか。

【委員】

これを読んだときに私もそう思ったのですが、会員から「保護者が使ってしまう家庭があって、本当に子どものためにこのお金って有効に使ってもらえるのか、結構疑問が残る」と。例えば、今、お米が高いので、お米券を配るとか、そうしたら子どもの口に必ず入らんんじゃないかとか。行政のことはよく分からないので、もう既に区のほうからお米券がひとり親家庭のために配られているといふのであれば、無駄な意見かもしれないのですが、子どものために使ってほしいなといふふうに思ったので。

もちろん、先ほど例があったような遊園地に連れて行くといふのは、それぞれ好き嫌いがあるし、どこの遊園地に行きたいかはそれぞれのお子さんの好みだろうから何とも言えないのですが、食料について、結構大変だといふご家庭もあるので、中学生とか高校生とかいる家庭は米の消費がすごいので、そういうことも思いました。

【事務局】

まさに、その心配といふのは全く同じで思っていたところではあります。

お米の券は残念ながら配ってはいないのですが、お米といふか、食料についてはまた別の、例えばフードパントリーとか様々な事業もあるとは思いますが、いろいろなこれを行おうと思うと、これができない、何かを立てると、何かが立たない。そういう中での今回は、一番最善であろうといふ判断といふことで、一定の危惧はありながらも、この事業は実施したいといふところではあります。

【会長】

ありがとうございます。この辺、難しいところかと思いますが、可能ならば受給された方のご意見や感想などを聞けるといいかなと思いましたが、ありがとうございます。

それでは、ほかによろしいですか。

それでは、次に行きます。

6、王子北保育園新築計画図について、お願いいたします。

【事務局】

資料の 5 番、55 ページです。

55 ページ、資料の 5 番です。王子北保育園新築計画図についてということで、こちらは王子北保育園、現在も都営住宅の一角を使って運営をしているところですが、都営住宅の建て替えに伴いまして、新たに隣接する土地に、このような保育園を建設するというものです。

イメージとしては 57 ページ、58 ページにございます。

57 ページ、上の図が 1 階で細かくて申し訳ないのですが、1 階のこの図面で言いますと、上が北で下が南、これはすごく分かりやすい図で、この土地がありますが、左右に道路が通っていますが、道路に面しているというところで。この土地の、L 字が横になったような形ですが、何か凡例が書いてある部分、この辺に現在も都営住宅が建っています。中に入居はしていませんが、その 1 階で王子北保育園が現在運営をしているというところ、それをこちらのほうに、新しい建物、園舎を建てまして、中に移って、その後に都営住宅を取り壊すというような流れです。

この図面の右上が園庭ということになっていまして、下が園舎で、1 階が 0 歳、1 歳、2 歳児の保育室と、一番左側が調理室になってございます。各室の間にトイレを設置しているという、非常にオーソドックスな保育園の園舎となっています。

2 階が下の図面です。こちらが 3 歳、4 歳、5 歳児の保育室とホールになっていまして、この各 3 歳、4 歳、5 歳、ここに点線が入っていて、ここが壁になっています。ここをスライディングウォール的な壁になっています。これを取り外すと大きなホールとしても活用ができるという部屋になっています。

それと、図面の右側の少し上のところに、ここに屋外デッキを設けていまして、これは図面、58 ページのパースのほうで見ていただくと、58 ページの上のほうのパースですね。こういった形で少し遊べる場を設けているという形になってございます。58 ページ下が道路側から見たパースのイメージ図となります。

今後の予定としましては、来年の 3 月には契約議案を提出して、9 年度には運営の開始ができればと思っておりますが、最近昨今の様々な物資高騰、それから人件費高騰で、なかなか契約も厳しい状況になっておりますが、現時点ではこのスケジュールで進めていければというふうに考えているところです。

以上です。

【会長】

ご説明、ありがとうございます。ご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に行かせていただきます。

(7) です。令和 7 年 4 月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について、お願いいたします。

【事務局】

資料59ページ。通しページの59ページ、資料の6をご覧ください。

令和7年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等についてということで、令和7年4月期の保育施設の受け入れ可能児童数の変更を行うものです。

まず一つ目、区立保育園の受け入れ可能数ということで、音無つぼみ保育園、こちらについては利用数が非常に減少をしているというところを踏まえまして、受け入れ数を10名減らすという形で、25名のところを15名に合わせていくということで、定数としては全体で10名の減となります。ちなみに6年8月現在ですが、12名の利用にとどまっているところでは。

それから二つ目としては、市立保育園の受け入れ可能数の変更ですが、こちらは豊川保育園から園舎改修の工事を計画していることから、段階的に定員を減らしていきたいということで、このグラフのとおり、来年の4月には2歳児の定員を1名減らす、それから8年以降、お示しのとおり4名、7名、7名と、令和10年までで19名を減らしていくという、申し出がありました。

それから、60ページです。

60ページの3は私立認定こども園ということで、これは上中里幼稚園が従来のいわゆる幼稚園から幼稚園型の認定こども園に移行するというところで、2号認定児童の受け入れ枠を新設するというところになります。全体の定員は変わらないですが、この2号認定のニーズだけが3、4、5で10名ずつ増えるので、30名の増となります。

それと参考までに、これは区立認定こども園の数ということで、さくらだこども園が24名の減ということで、うめのきなかよしこども園ができるということで、20名の増で合わせて4名の減となります。

今年の令和6年4月には、9,751名の受け入れ児童数というところを、来年4月の予定では15名増の9,766名となります。この15名増というのは上中里が30名増えたところから、音無つぼみの10、それから豊川の1、それと区立の三角の4、この15を引いて、15名の増という形になります。

今後の予定はお示しのとおりです。

【会長】

ご説明、ありがとうございます。ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に行かせていただきます。

(8) とうきょうすくわくプログラム推進事業の実施について、お願いいたします。

【事務局】

それでは左肩、資料の7、とうきょうすくわくプログラム推進事業の実施について、ご説明します。

1の要旨です。

とうきょうすくわくプログラムに基づきまして、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する保育所を支援し、保育の充実を図るものです。

2の事業の内容の(1) とうきょうすくわくプログラムとは何かということですが、

こちらは乳幼児の伸びる・育つ、これを「すくすく」と言いまして、また好奇心・探究心、これらを「わくわく」としますと、そういったものを応援し、各園の環境や強みを生かしながら、「光」「音」「植物」など各園が設定したテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践し、子どもたちの非認知能力の向上など、乳幼児の豊かな子ども育ちをサポートするものです。

その次、(2) 補助内容です。

こちらの事業ですが、令和6年度から開始した東京都の補助制度を活用して実施してまいります。

表の中ほど、補助の内容というところを書かせていただきました。このすくわくプログラムの実施に当たって必要となります備品購入費、人件費等、これらにかかる経費を、各保育園1円当たり150万円の年間の上限を設定しまして、補助を行うものです。

その下、負担割合の米印のところを書かせていただきました。新規事業でございまして、こちらは事業のスタートを令和6年から令和8年までで事業を開始していただきますと、その後6年間にわたって、この補助を受けられるというものです。

恐れ入ります。その下、(3) 実施内容ですが、こちらは①として、一定程度継続的にやっていただくということを一つの条件としています。そして、②には東京都が実施する研修会等に参加していただくということを要件にしています。この①と②を実践するということで、既に東京都の研修を受けているところの保育園においては、既に事業を実施しているところでは、

そして、③では活動報告書を作成して、園のホームページなどで広く、これからその園を利用したいと思う保護者であるとか、現在通われている保護者さんにも見ていただいて、その取組を広げていただく、そんな趣旨からホームページの掲載の公表も要件としているところでは、

3の今後の予定です。こちらは10月から補助金の申請の受付を開始すると書かせていただきました。申し訳ありません。間に合わず、11月から受付を開始するところですが、既に取組を進めている保育園もございますので、そこは実施した内容に応じて、しっかりと補助して事業の推進を図ってまいります。

私からは以上です。

【会長】

ご説明、ありがとうございます。ご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは次第の3で、その他ということになりますが、事務局から何かアナウンス等がありますでしょうか。

【事務局】

事務局です。特にございません。

【会長】

ありがとうございます。

委員の皆様もよろしいでしょうか。

それでは、本日も長時間にわたりまして、ご議論いただきまして、ありがとうございます。以上をもちまして、令和6年度第3回北区子ども・子育て会議を閉会します。どうもありがとうございました。